

郷土の古文書

「その25 戸倉三島神社祢宜職宛の忠勤申渡二付北条氏印判状」

解説

前回に続き北条氏より出された文書を取り上げて見ました。この古文書は後北条宗家
家臣である布施美作守と横地監物丞を通してあきる野市戸倉の三島神社の祢宜職六郎太
郎に宛て発せられたものです。⁽¹⁵⁵⁹⁾永禄2年11月に出されたもので文中の「如前々」と
^{まえまえのごとく}は前滝山城主大石氏時代と同様に忠勤に励めと申し達したものでしょう。

尚、下山治久氏の調査によるとこの文書は滝山城から八王子城主となった北条氏照が
発した現存する文書のうち初見のものであるとされています。

当市には後北条氏や大石氏の支配の足跡が伝来され特に後北条氏が多摩に根をおろし
た画期を示す文書が伝えられていることは特筆すべきことです。

参考文献『五日市町史』

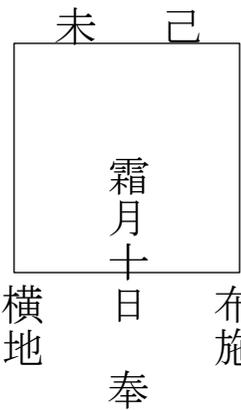
解説文

小宮之内宮本

祢宜職 如前々

可走廻者也 仍

如件



祢宜

六郎太郎

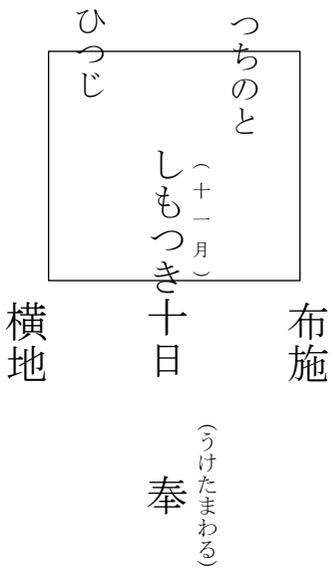
読み下し文

小宮のうち 宮本

祢宜職 前々の如く

走り廻るべき者也 仍

如件



祢宜

六郎太郎



戸倉城山山麓にある三島神社



この古文書に押されている
北条氏照「如意成就」の印判

心身自正

行直誠如

一

一



木子

福
子